

子育て支援センター 楽しいこと 見つけに センターにGO!!

問い合わせ ● 桜ヶ丘子育て支援センター ☎ 574 - 8002 ● 豊里子育て支援センター ☎ 587 - 1170
● 藤沢子育て支援センター ☎ 551 - 5055 ● おかべ子育て支援センター ☎ 585 - 4101

○以下の事業は予約制です 10月21日(火)午前9時から電話でお申し込みください

受け付け	事業名	内 容	会 場 ・ 日 時	対 象	募集人員	参加料
桜ヶ丘子育て支援センター	わくわく教室	親子でたっぷりスキンシップを取って遊べるひとときです	桜ヶ丘子育て支援センター 11月12日(水) 11月15日(水)・19日(水) 11月26日(水) いずれも午前10時30分～11時30分	1歳未満児 1歳以上児 お誕生日の子のみ	各 日 先 着 20組 ※1組1回のみ	無料
	おはなし教室	豊かな心をはぐくむ絵本の読み聞かせです	桜ヶ丘子育て支援センター 11月7日(金)・21日(金) 11月14日(金)・28日(金) いずれも午前10時30分～11時30分	1歳未満児 1歳以上児	各 日 先 着 20組 ※1組1回のみ	
藤沢子育て支援センター	ベビーピクス	赤ちゃんたっぷりスキンシップを取って体をほくして遊んであげよう	明戸公民館 11月27日(木) 午前11時～正午	1歳未満児	先 着 30組	
おかべ子育て支援センター	給食体験	給食を食べながら栄養士が食事や栄養について相談に応じます	おかべ子育て支援センター 11月4日(火) 午前11時～正午	離乳食を終了している未就学児と保護者	先 着 7組	親 300円 子 250円
	ヨガ教室	ヨガで子育ての疲れをリフレッシュしませんか?	おかべ子育て支援センター 11月15日(土) 午前10時30分～11時30分	幼稚園や保育園に通っていない未就学児の保護者	先 着 20人	無料

○以下の事業は予約は必要ありません

受け付け	事業名	内 容	会 場 ・ 日 時	対 象	募集人員	参加料
桜ヶ丘子育て支援センター	パワフルらんど	わくわく・おはなし教室がはたらふれあい館でも楽しめます	はたらふれあい館 10月16日(木) 11月6日(木) いずれも午前10時30分～11時30分	1歳未満児 1歳以上児	人数の制限はありません	無料

※子育て支援センターは、日・月曜日、祝日はお休みです。
※その他の事業については、市ホームページ（☎ <http://www.city.fukaya.saitama.jp/>）・市モバイルサイト（☎ <http://mobile.city.fukaya.saitama.jp/>）をご覧ください。

だんだん徐々に 男女共同参画 ファミリーサポートセンター協力会員募集!

“深谷市ファミリーサポートセンター”では、「保育園や学童保育室への送り迎え」や「急用ができてしまったときのお子さんの預かり」など、子育ての手助けが必要なかたを地域のみんで応援し、安心して子育てや仕事、家庭生活が送れるようお手伝いをしています。

協力会員になりませんか?

子どもが好きで、
「子育ての手伝いで地域の役に立ちたい」
「自分の子育ても終わり、時間に余裕ができたので経験を生かしてお手伝いがしたい」
というかた、協力会員になりませんか?
地域の皆さんで、子育て中のお父さん・お母さんを応援していきましょう!!
興味のあるかたは、ぜひお問い合わせください。
(もちろん、依頼会員を希望のかたもお待ちしています!!)



問い合わせ 深谷市ファミリーサポートセンター
☎ 551 - 4410
☎ 366 - 0052 上柴町西4丁目2番地6 深谷市勤労者家庭支援施設 L・フォルテ内
センター開所時間：午前9時～午後5時 / センター休館日：火曜日

男女共同参画に関するお問い合わせは、
L・フォルテ（人権政策課男女共同参画係・☎ 573 - 4761・火曜日休館）へ

生活保護費不正受給事件後の —第三者調査委員会からの報告書を受けて— 是正措置方針

市では、今回の生活保護不正受給事件について、市民の立場からも検証を進めるため、さまざまな分野から選出された5人の市民による『第三者調査委員会』を7月に市議会の承認を受け設置しました。

第三者委員会では、事件の検証や再発防止策について精力的に検討していただき、市は、9月18日に報告書を受領しました。市では、この報告内容を市民の声として誠実に受け止め、再びこのような事件や不適切な事務を市役所内で起こさないため、是正措置の方針を以下のように定め、市政への信頼回復に努めてまいります。

※第三者調査委員会の報告内容につきましては、市役所本庁舎市政情報コーナー、または市ホームページでご覧いただけます。

是正措置の柱

福祉事務所としての是正措置の柱

- 1 国、埼玉県および関係機関との連絡・相談を密接にします。**
どう喝行為に屈する前に、福祉事務所が県に相談することにより、事件は三者が共有する問題となり、国、県の支援および指導を受けることによって、事件を阻止することができたはずですが、国、県および関係機関との連絡・相談を密接にします。
- 2 国および埼玉県の指導内容を徹底します。**
生活保護事務は、生活保護法、同法施行令、同法施行規則、厚生労働事務次官通知等に則り実施できるものです。国および県の指導内容を遵守して、適切に事務を執行します。
- 3 管理監督職員は責任を再認識します。**
- 4 問題および課題を共有化します。**

市役所全体としての是正措置の柱

- 1 公益通報制度を導入します。**
公益通報制度とは、市役所内で違法性を疑う行為が発生する恐れがあるときや発生したときに、それらの行為について検証する外部機関に、職員が通報できる制度です。
公益通報制度と不当要求行為対策を盛り込んだ条例を平成20年12月末日までに制定します。
- 2 行政対象暴力への対応体制を整備します。**
市では「深谷市不当要求行為等対策要綱」を定め、暴力団などの不当要求行為等に対して組織的な対応を図ることを決定しています。これを職員研修などを通して、周知徹底を図ります。
また、行政対象暴力の未然防止、発生時の迅速な対応、その後の適切な処理のため、警察官OBを配置するなど、組織的な対応を図ります。
- 3 事務引継ぎを徹底します。**
- 4 コミュニケーションを大切にします。**
事務に携わる職員間のもとより、それぞれの決裁権者と十分な協議が行われるように、係や課内会議などの実施状況を点検し、職員間の意思疎通が図られるように指導します。
また、市民の声を市政に反映させるために、「市長への手紙」制度の周知徹底を図るなど、広聴広報活動の充実に努めます。
- 5 管理監督者としての意識を深め、改めます。**
- 6 事務の適正化と公務員意識を徹底します。**
- 7 公金についての意識を強く自覚します。**

事件により被った生活保護費の返還請求

福祉事務所では、不正受給について得た金額18,076,671円の徴収について、平成20年4月21日および同年5月15日に被告発人へ請求しました。その後、被告発人から履行延期申請が提出されましたが、却下しました。

返還請求については、催告、呼び出しなどを行っても返還がない場合などについては、訴訟手続きも考えます。法的に請求権がある限り返還を求めていきます。

なお、平成20年9月8日、一部ではありますが、450,000円が返還されました。

■お問い合わせ 総務課（☎ 574 - 6635）へ